

重点分野雇用創造事業の創設

概要

- 雇用失業情勢が厳しい中で、介護、医療、農林水産、環境等、成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業を実施。
- 地方公共団体は、基金を財源に、一定の要件を満たす事業を民間企業、NPO、社会福祉法人等に委託。受託した民間企業等は、求職者を新たに雇い入れ、事業を実施。人件費を含む事業費は、委託費として支給。

【事業の規模】
(平成21年度第2次補正予算)
1500億円

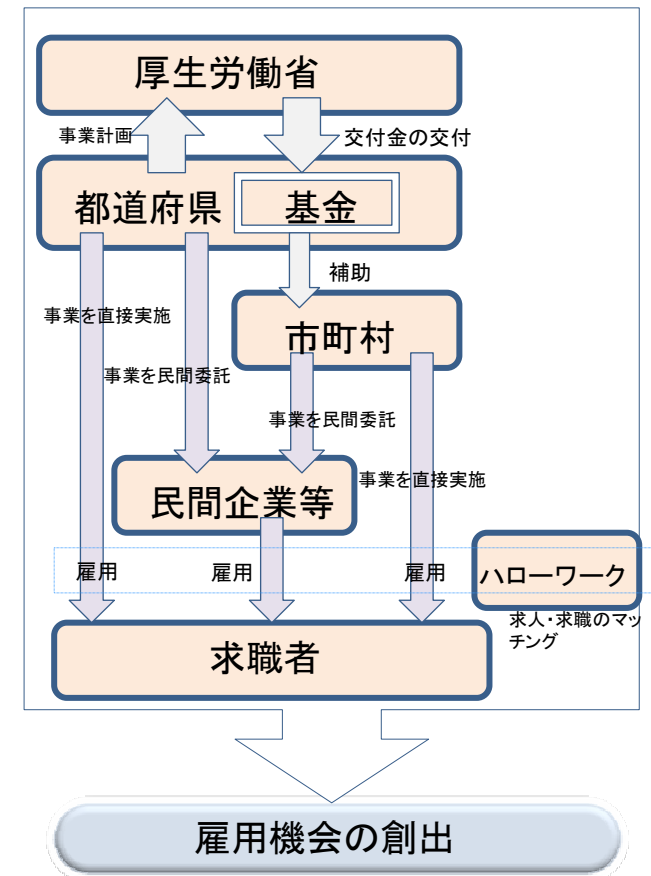
【対象期間】
平成22年度末まで(都道府県に
造成した基金により実施)

☆ 重点分野雇用創出事業

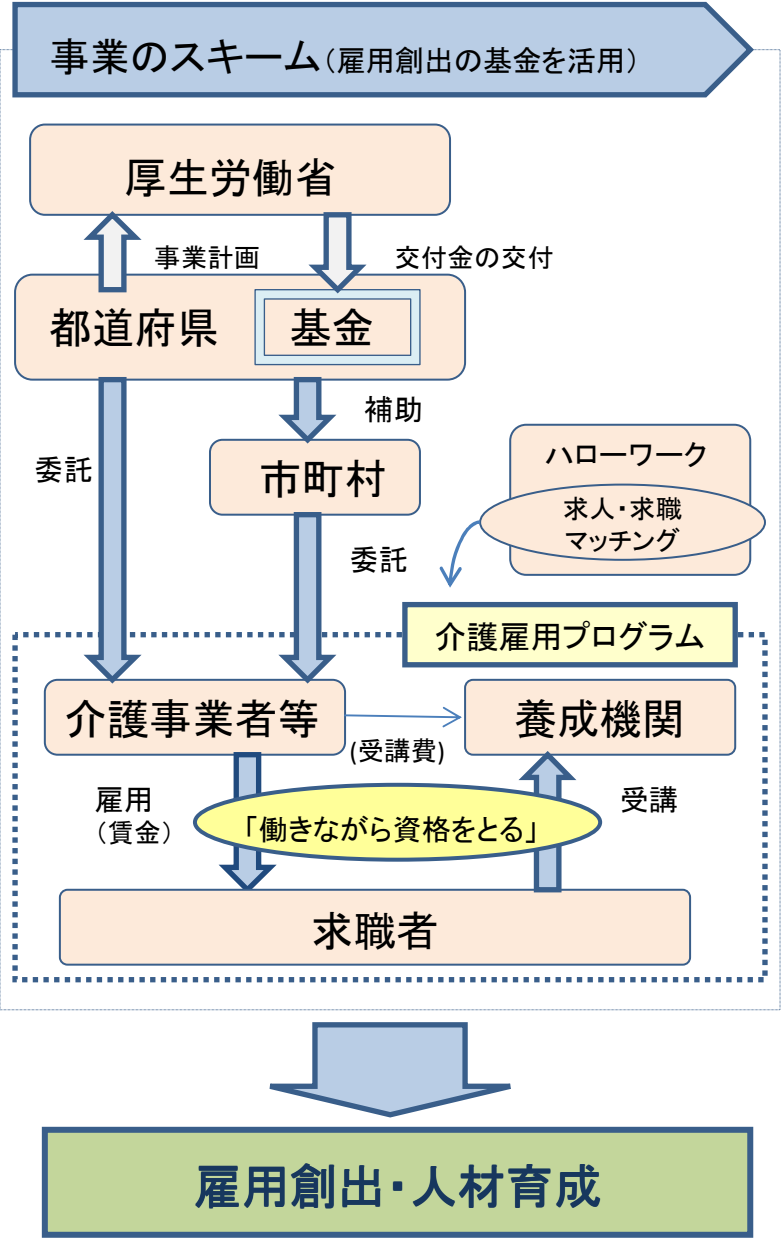
- 介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用の重点分野における雇用の創出を図る事業。
- 雇用期間は1年以内。
- 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は1/2以上。
- 未就職卒業者の雇用に配慮。

☆ 地域人材育成事業

- 地域失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術をOFF-JT(講義等)、OJT(職場実習等)により習得するための研修を行う事業。
- 上記重点分野及び各地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野に該当する事業を対象とする。
- 受託した企業、NPO等は、あらかじめ雇用期間中の研修計画を作成。雇用期間は1年以内。
- 受託した企業、NPO等は、雇用した失業者に対し、労働条件、市場実勢を踏まえ適切な水準の賃金を支給。
- 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は1/2以上。研修に係る費用は、OFF-JT、OJTに要する費用とする。
- 未就職卒業者の雇用に配慮。



「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム



事業のアウトライン

○求職者が、養成機関での受講時間も含めて給与を得て働きながら介護資格を取得するプログラム。

- ・ 地方公共団体から委託を受けた介護事業者等が、1年以内（介護福祉士を目指す場合は1回更新可で、最長2年）の雇用契約で採用
- ・ その間、プログラム利用者は養成機関に通って、ホームヘルパーや介護福祉士の資格を取得することが可能（ホームヘルパー2級の場合130時間の講義、介護福祉士の場合2年間で1800時間の講義を受講）
- ・ 講座受講のない日時は、事業所で働く
- ・ 資格取得後も、雇用契約終了まで、事業所で働く

※ 都道府県に設置した雇用創出の基金（平成23年度末まで）を活用し、各地方公共団体で事業計画を策定し、事業を実施

※ 当該基金事業の要件として、事業費に占める人件費割合は1/2以上

プログラムのメリット

○プログラム利用者

- ・養成機関の受講料負担なし
- ・養成機関に通っている時間も給与支払いあり

○介護事業者等

- ・地方自治体からの委託で事業費（人件費、研修費等）の支給
- ・介護事業者等の負担無く、養成講座を受講させられる

○養成機関

- ・対象者が既に介護事業者等に雇い入れられているため、実習先として、当該施設の協力が得られやすくなる